

企業立地の優遇制度のご案内〔福岡県久留米市〕

久留米市産業振興奨励金（工場等設置補助金）

■公社等から新たに取得または賃借して事業所を設置する場合

区 分	対 象 者	内 容
税金等に対する補助	投下固定資産総額 2 億円 (5 千万円) 以上 または常時雇用者数 20 人 (5 人) 以上の 事業所を設置する者 (注意) 特定業種の事業所設置は、上記の要件 なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税額 < 3 年度間 > ・ 事業所税額 < 5 年度間 > ・ 用地の年間賃借料 × 50% < 1 年度間 >
	投下固定資産総額 5 億円 (2 億円) 以上 (注意) 特定業種の事業所設置は、上記の要件 なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用地取得額 × 10% (加算で最大 40%) ・ 生産施設床面積㎡ × 5,000 円 (加算で最大 20,000 円) * 業種や市民の新規雇用者数に応じて加算 (加算については、下欄を参照)
	加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の新規雇用者数が 10 人以上
設備投資等 に対する補助	加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用地取得額 × 5% ・ 生産施設床面積㎡ × 2,500 円
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定業種の工場等を設置する者 	

■上記以外の場合で民有地に工場等を設置する場合

区 分	対 象 者	内 容
税金等に対する補助	投下固定資産総額 2 億円 (5 千万円) 以上 で、かつ市民の新規雇用者数が 20 人 (5 人) 以上 * 特定業種の事業所の場合は、 市民の新規雇用者数の要件なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税額 × 50% < 3 年度間 > ・ 事業所税額 × 50% < 5 年度間 >

(注意 1) 対象者欄の括弧内は中小企業等の要件です。

(注意 2) 特定業種とは、「高度医療関連」「バイオ・食料加工関連」「自動車・産業機械関連」「低炭素型社会貢献関連」に該当すると市において認められるものをいいます。

(注意 3) 制度の適用は、あらかじめ市の承認が必要です。事前にご相談ください。

<ご相談・お問合せ先> 久留米市商工観光労働部 企業誘致推進課 〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15-3

TEL : 0942-30-9135 FAX : 0942-30-9707 E-mail : kigy@city.kurume.fukuoka.jp